

名古屋市公報	令和 5年 3月15日 第194号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第1号)	6
○ 名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第2号)	7
○ 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する 条例 (健福・総務課) (第3号)	8
○ 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律施行条例等の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第4号)	9
規 則	
○ 名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第10号)	11
○ 名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例の施行期 日を定める規則 (緑土・総務課) (第11号)	13
○ 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則 の施行期日を定める規則 (緑土・総務課) (第12号)	14
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則 (子青・総務課) (第13号)	15
○ 名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例の施行 期日を定める規則 (子青・総務課) (第14号)	16
告 示	
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第124号)	17
○ 特定計量器定期検査の実施 (経済・産業企画課) (第125号)	18
○ 有料公園施設の供用月日の変更について (緑土・緑地管理課) (第126号)	19
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の 指定 (財政・税制課) (第127号)	20
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について (健福・障害者支援課) (第128号)	21
○ 指定特定相談支援事業者等の指定について (健福・障害者支援課) (第129号)	24
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について (健福・障害者支援課) (第130号)	25

○ 有料公園施設等の供用時間の変更について (緑土・東山総合公園管理課) (第131号)	27
教 育 委 員 会 告 示	
○ 教育委員会臨時会の開催について (第3号)	29
交 通 局 告 示	
○ 名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線一日乗車券の発売についての一部改正について (第5号)	30
交 通 局 管 理 規 程	
○ 高速度鉄道自主保安監査規程の一部改正 (第1号)	31
公 告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課)	32
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課)	34
○ 土地改良区の役員の退任の公告 (緑土・都市農業課)	37
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・営業課)	38
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・営業課)	39
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 (上下水・営業課)	40
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 (上下水・営業課)	41
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課)	42
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課)	47

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（第 1号）

1 改正内容

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（第 2号）

1 改正内容

博物館法（昭和26年法律第 285号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（第 3号）

1 改正内容

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（目次及び第 6条関係）

2 施行期日

令和 5年 6月 1日から施行します。

○ 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等の一部を改正する条例（第 4号）

1 改正内容

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4年法律第76号）による児童福祉法（昭和22年法律第 164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第

123号)の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則（第10号）

1 改正内容

(1) 名古屋市厚生院（医療保護施設）の廃止に伴い、規定の整備を行います。（第 4章及び第59条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 5章関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第11号）

1 内容

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例（令和 4年名古屋市条例第11号）の施行期日を令和 5年11月 1日と定めるものです。

○ 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則（第12号）

1 内容

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則（令和 4年名古屋市規則第71号）の施行期日を令和 5年11月 1日と定めるものです。

○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第13号）

1 内容

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（令和 4年名古屋市条例第18号）の施行期日を令和 5年 4月 1日と定めるものです。

- 名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第14号）

- 1 内容

名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例（令和 4年名古屋市条例第19号）の施行期日を令和 5年 4月 1日と定めるものです。

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 1号

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第35号の 3ア中「第21条第 1号」を「第23条第 1号」に改め、同号イ中「第21条第 2号」を「第23条第 2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 2号

名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市旅館業法施行条例（平成15年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第 3号中「第29条に規定する博物館に相当する施設」を「第31条第 2項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 3号

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1種動物取扱業の規制（第 6条）」を「削除」に改める。

第 3章を次のように改める。

第 3章 削除

第 6条 削除

附 則

この条例は、令和 5年 6月 1日から施行する。

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 4号

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律施行条例等の一部を改正する条例

(名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施
行条例の一部改正)

第 1条 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律施行条例（平成18年名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項及び第 2項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第 2条 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条
令第11号）の一部を次のように改正する。

第 5条第 1項第 1号ア及び第 1号の 2ア中「厚生労働大臣」を「主務大臣」
に改める。

(名古屋市重症心身障害児者施設条例の一部改正)

第 3条 名古屋市重症心身障害児者施設条例（平成25年名古屋市条例第32号）

の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項第 1号ア中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第 2号ア中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第10号

名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則

名古屋市保護施設管理規程（昭和41年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 4章 医療保護施設（第30条―第38条）
第 5章 削除」 を「第 4章及び第 5章
削除」に改める。

削除」に改める。

第 4章及び第 5章を次のように改める。

第 4章及び第 5章 削除

第30条から第49条まで 削除

第59条中「、更生施設又は医療保護施設」を「又は更生施設」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の診療、短期入所療養介護又は介護療養施設サービ

スに係るこの規則による改正前の名古屋市保護施設管理規程の規定による使用料及び手数料については、なお従前の例による。

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第11号

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例の施行期日を
定める規則

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例
第11号）の施行期日は、令和 5 年11月 1 日とする。

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第12号

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則（令和 4 年名古屋市規則第71号）の施行期日は、令和 5 年11月 1 日とする。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 5年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第13号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（令和 4年名古屋市条例第18号）の施行期日は、令和 5年 4月 1日とする。

名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 5年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第14号

名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則

名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例（令和 4年名古屋市条例第19号）の施行期日は、令和 5年 4月 1日とする。

名古屋市告示第 124号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中村区亀島一丁目1110番 2の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 125 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 5 年 3 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 定期検査を行う区域
東区

- 2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

- 3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
4 月 12 日（水）	工芸高等学校（西門：ホール）
4 月 14 日（金）	矢田小学校（南門：体育館）
4 月 25 日（火）	東白壁小学校（正門：玄関）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 126号

有料公園施設の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日を変更します。

令和 5年 3月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

堀留前駐車場（若宮大通公園）

2 変更内容

令和 5年 4月 1日から同年 9月29日までを供用しない日に変更します。

3 変更理由

堀留橋耐震対策工事（堀留橋撤去工事）工期延長のため

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第127号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和5年3月9日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
学校法人名古屋国際 学園	名古屋市守山区大字中 志段味字南原2686番地	令和5年2月17日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 128号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社マルヨシ 佐藤 名古屋市中村区森 田町 1丁目 7番19 号	訪問介護エンドレ ス 名古屋市中村区本 陣通 5丁目 7番地	同行援護	2310100926	令和 5年 3月 1日
パーソルチャレン ジ株式会社 東京都港区芝五丁 目33番 1号	ミラトレ名古屋 名古屋市西区那古 野二丁目25番11号	就労定着支援	2310201559	令和 5年 3月 1日
日本ライフケアソ リューションズ株 式会社 名古屋市中川区吉 津一丁目2109番地	訪問介護ステーシ ョンからふるサポ ート千音寺 名古屋市中川区富 田町大字千音寺字 粉諸2349番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2311302091	令和 5年 3月 1日

株式会社グローバルスタッフサービス 名古屋市緑区鳴海町字乙子山63番地	カムラック愛知 名古屋市中区上前津二丁目 9番16号	就労継続支援 B型	2316101522	令和 5年 3月 1日
株式会社Virtual Peer Support LAB. 広島市南区稲荷町3番13号	Project-R 名古屋市中区松原一丁目14番11号	就労継続支援 B型	2316101530	令和 5年 3月 1日
株式会社アビリディー 名古屋市天白区高島一丁目 122番地の 1	就労継続支援B型 事業所アイワークス 名古屋市千種区吹上二丁目 4番25号	就労継続支援 B型	2317101463	令和 5年 3月 1日
有限会社みの治商店 名古屋市北区柳原四丁目 5番 4号	訪問介護事業所H a L u 名古屋市北区柳原四丁目 5番 4号	居宅介護 重度訪問介護	2317301931	令和 5年 3月 1日
株式会社Grow Side 名古屋市北区金城三丁目12番 9号	就労移行支援事業 所Grow Side 名古屋市北区金城三丁目12番 9号	就労移行支援	2317301949	令和 5年 3月 1日
株式会社Vamoss 名古屋市名東区上社二丁目 202番地	ほまれの家Vamoss 名古屋市名東区上社二丁目 202番地	就労継続支援 A型	2318001787	令和 5年 3月 1日
一般社団法人障が	みらせんサポート	居宅介護	2318101348	令和 5年

い者みらい創造センター 名古屋市南区松池町 1丁目19番地	笠寺 名古屋市南区松池町 1丁目19番地	重度訪問介護 行動援護		3月 1日
株式会社Y R. p r o 名古屋市中区栄四丁目14番 6号	グループホームむーみん 名古屋市中川区四女子町 4丁目40番地	共同生活援助	2321300457	令和 5年 3月 1日
合同会社H a u ' O k i n a 愛知県あま市甚目寺松山 8番地 1	グループホームニコラシカ 名古屋市守山区小幡中二丁目20番22号	共同生活援助	2327600397	令和 5年 3月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 129号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
M a n t o M a n P a s s o 株式会社 名古屋市熱田区神 宮三丁目 7番26号	相談支援事業所パ ッソ熱田 名古屋市熱田区神 宮三丁目 7番26号	特定相談支援	2331100186	令和 5年 3月 1日
		障害児相談支 援	2371100179	
特定非営利活動法 人M e R i s e 名古屋市名東区山 の手一丁目 601番 地	相談支援事業所M e R i s e 名古屋市名東区山 の手一丁目 601番 地	特定相談支援	2338000272	令和 5年 3月 1日
		障害児相談支 援	2378000273	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 130号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社アイリス 名古屋市天白区一 本松一丁目 401番 地	あいのかたち 名古屋市中区大須 三丁目30番40号	就労継続支援 B型	2316101118	令和 5年 2月 5日
合同会社清和 千葉県浦安市弁天 一丁目23番 1ー 707号	スマイルたから 名古屋市港区品川 町 2丁目 1番地の 126	居宅介護 重度訪問介護	2311201152	令和 5年 2月15日
一般社団法人草の 根ささえあいプロ ジェクト 名古屋市中村区本 陣通 5丁目 6番地 の 1	でこぼこ 名古屋市千種区内 山三丁目25番 6号	行動援護	2310100827	令和 5年 2月17日
合同会社施恩	ファミリーユヘルパ	居宅介護	2317200695	令和 5年

愛知県春日井市白山町一丁目62番地6	一サービス徳川町名古屋市東区山口町11番13号	重度訪問介護 同行援護		2月28日
合同会社GENKI-DO 名古屋市北区喜惣治一丁目80番地	元気堂ヘルパーステーション 名古屋市北区喜惣治一丁目80番地	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	2317301659	令和 5年 2月28日
社会福祉法人紫水会 名古屋市北区名城三丁目 2番12号	オーネストヘルパーステーション 名古屋市熱田区大宝一丁目 1番 3号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318500275	令和 5年 2月28日
社会福祉法人富田福祉会 名古屋市中川区かの里二丁目 212番地	友愛ホーム 名古屋市中川区かの里一丁目2707番地	共同生活援助	2321300051	令和 5年 2月28日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 131号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 5年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

令和 5年 3月23日

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 7時まで
植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 7時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用 する場合に限る。)	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 7時まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 7時から 午後 9時30分まで

する場合を除く。)		
-----------	--	--

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市教育委員会告示第3号

教育委員会臨時会の開催について

令和5年3月17日午前9時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和5年3月10日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

教職員人事について

特別職人事について

事務局人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局告示第5号

名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について
の一部改正について

令和4年名古屋市交通局告示第6号（名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線
一日乗車券の発売について）の一部を次のように改正します。

令和5年3月8日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第5項中「発売開始日」を「発売期間」に改め、「令和4年4月28日」の
次に「から令和5年3月31日まで」を加えます。

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市交通局管理規程第 1 号

高速度鉄道自主保安監査規程（平成 9 年名古屋市交通局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 8 日

名古屋市交通局長 小 林 史 郎

別表中

「

営繕課長	営繕課営繕係長	建築施設
------	---------	------

を

」

「

営繕課長 設備課長	営繕課営繕係長 設備課設備係長	建築施設
--------------	--------------------	------

に改める。

」

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

チャンピアポート

名古屋市昭和区白金三丁目 601番地

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
東レエンタープライズ (株)	代表取締役 三村 明	東京都中央区日本橋本 町一丁目 5 番 9号	変更なし	変更なし	東京都中央区日本橋本 町二丁目 2 番 2号

3 変更の日

令和 5年 1月23日

4 変更した理由

住所変更のため

5 届出の日

令和 5年 2月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月 7日から同年 7月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 7月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 3月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンラブ名古屋守山インター総本店

名古屋市守山区下志段味三丁目1504番 ほか10筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前		変更後	
名 称	所在地	名 称	所在地
パロー志段味西店	名古屋市守山区下志段味特定土地区画整理地内89街区	ワンラブ名古屋守山インター総本店	名古屋市守山区下志段味三丁目1504番 ほか10筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
芙蓉総合リース(株)	代表取締役 辻田 泰徳	東京都千代田区麴町五丁目1番地1	変更なし	代表取締役 織田 寛明	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	

1	(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治 見市大針町 661番地の 1	—	—	—	平成 30年 10月 31日
2	—	—	—	(有)ワンラブ	代表取締役 小林 励	名古屋市中 区錦三丁目 10番29号	令和 3年 10月 8日

3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、令和 3年10月 8日
- (2) 店舗の所在地については、令和 4年11月26日
- (3) 設置者については、令和 4年 4月 1日
- (4) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、名称変更のため
- (2) 店舗の所在地については、土地の名称及び地番の変更のため
- (3) 設置者については、代表者変更のため
- (4) No. 1の小売業者については、退店のため
- (5) No. 2の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 5年 2月21日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月 7日から同年 7月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5 年 7 月 7 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

土地改良区の役員の退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、茶屋後土地改良区の役員が次のように退任した旨の届出がありました。

令和 5年 3月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

退任役員

監事 安井 幸雄 名古屋市港区新茶屋二丁目 715番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 5年 3月 9日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 758号	つたや住 設	鈴木 智	名古屋市中村区松原 町 5丁目35番地	令和 5年 2月15日
第1572号	三愛設備 工業(有)	藤島 美樹	名古屋市南区加福本 通 1丁目26番地	令和 5年 2月15日
第1573号	サンライ ズ	吉富 直也	三重県鈴鹿市下大久 保町1818番地の 2	令和 5年 2月15日
第1574号	ジャパン ネクスト リテイリ ング(株)	河北 裕介	名古屋市千種区内山 三丁目31番20号 今 池NMビル 4階	令和 5年 2月15日
第1575号	美濃設備	美濃 健	愛知県愛西市小津町 江新田 101番地50	令和 5年 2月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 5年 3月 9日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 758号	つたや住 設	鈴木 重隆	名古屋市中村区松原 町 5丁目35番地	令和 4年12月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

令和 5年 3月 9日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 758号	つたや住 設	鈴木 智	名古屋市中村区松原 町 5丁目35番地	令和 5年 2月15日
第1575号	美濃設備	美濃 健	愛知県愛西市小津町 江新田 101番地50	令和 5年 2月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 5年 3月 9日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 758号	つたや住 設	鈴木 重隆	名古屋市中村区松原 町 5丁目35番地	令和 4年12月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナディアパーク開発商業ビル

名古屋市中区栄三丁目1801番 1及び1801番 2

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更 年月 日
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
三菱UFJ 信託銀行(株)	代表取締役 池谷 幹男	東京都千代 田区丸の内 一丁目 4番 5号	変更なし	代表取締役 長島 巖	変更なし	令和 2年 4月 1日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	(株)エンチョー	代表取締役 遠藤 健夫	静岡県富士 市中央町二 丁目12番12 号	—	—	—	平成 31年 3月 10日
2	(株)コロンビ アスポーツ ウェアジャ パン	代表取締役 ラッザリ マッスイモ	東京都新宿 区新宿六丁 目27番30号	—	—	—	令和 4年 2月 3日

3	(株)ビギ	代表取締役 浅田 茂夫	東京都目黒 区青葉台二 丁目 1番 4 号	—	—	—	令和 4年 3月 31日
4	G A S J A P A N (株)	代表取締役 クラウドイ オ グロッ ト	東京都港区 南青山一丁 目21番11号	—	—	—	令和 元年 9月 30日
5	ロックポー トジャパン (株)	代表取締役 カーラ レ オニド ジ ャービス	東京都目黒 区目黒一丁 目24番12号	—	—	—	令和 2年 2月 25日
6	(株)アーバン ・コム	代表取締役 竹内 勇樹	名古屋市中 区栄三丁目 18番 1号	—	—	—	平成 31年 3月 31日
7	谷健(株)	代表取締役 谷 佳津臣	名古屋市中 区錦一丁目 2番25号	—	—	—	平成 31年 3月 31日
8	松野 寛子	—	愛知県清須 市春日寺廻 り62番地 1	—	—	—	平成 31年 3月 31日
9	片岡 佐和 子	—	愛知県常滑 市市場町一 丁目31番地	—	—	—	平成 31年 3月 31日
10	丸安ニット (株)	代表取締役 伊藤 安則	名古屋市西 区秩父通 1 丁目58番地	—	—	—	平成 31年 3月 31日
11	杉浦 哲平	—	名古屋市北 区金城三丁 目12番 9号	—	—	—	平成 31年 3月 31日
12	福永 麻衣 子	—	名古屋市千 種区宮根台 一丁目 6番 39号	—	—	—	平成 31年 3月 31日
13	加藤 美千 代	—	名古屋市千 種区唐山町 1丁目53番 地の 3	—	—	—	平成 31年 3月 31日
14	(有)早野研工	代表取締役 早野 文仁	岐阜県大垣 市多芸島町 一丁目86番 地の 2	—	—	—	平成 31年 3月 31日

15	(株)プラネット	代表取締役 田代 誠	名古屋市中 区丸の内二 丁目13番34 号	—	—	—	平成 29年 7月 31日
16	(株)パル	代表取締役 井上 英隆	大阪市中 区北浜三丁 目 5番29号	—	—	—	平成 31年 1月 31日
17	リフォーム スタジオ(株)	代表取締役 西村 正克	東京都中央 区日本橋小 網町19番 7 号	—	—	—	令和 2年 3月 31日
18	—	—	—	MEDFO RD(株)	代表取締役 関 智幸	名古屋市中 区栄一丁目 13番26号	令和 4年 11月 3日
19	—	—	—	(株)土屋鞆製 造所	代表取締役 土屋 成範	東京都足立 区西新井 7 丁目15番 5 号	令和 2年 3月 1日
20	—	—	—	鈴木 謙	—	岐阜県多治 見市大原町 7丁目 111 番地 1	令和 4年 3月 1日
21	—	—	—	(株)国際デザ インセンタ ー	代表取締役 伊藤 康之	名古屋市中 区栄三丁目 18番 1号	平成 31年 4月 1日
22	—	—	—	(株)モンベル	代表取締役 辰野 勇	大阪市西区 新町二丁目 2番 2号	平成 19年 9月 1日
23	—	—	—	(株)ラルース	代表取締役 伊藤 孝晃	愛知県小牧 市弥生町55	令和 4年 3月 1日
24	—	—	—	(株)アディッ クス	代表取締役 丁村 栄一	神奈川県鎌 倉市大船一 丁目16番地 3号	令和 4年 11月 1日
25	—	—	—	(株)ホットラ ンド	代表取締役 佐瀬 守男	東京都中央 区新富一丁 目 9番 6号	令和 4年 10月 1日
26	—	—	—	(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣 市外渕二丁 目38番地	平成 31年 2月 1日

27	—	—	—	リ・ヒュー ス(株)	代表取締役 吉木 英子	名古屋市中 区錦二丁目 20番 5号	平成 30年 8月 17日
28	A. P. C ・ J a p a n (株)	代表取締役 城所 幸男	東京都目黒 区中目黒二 丁目 7番 7 号	変更なし	代表取締役 木村 寛	東京都港区 赤坂八丁目 5番30号	令和 2年 1月 1日
29	ディーゼル ジャパン(株)	代表取締役 ルイージ メッサソー マ	大阪市中央 区南船場三 丁目12番12 号	変更なし	代表取締役 高實 康誠	大阪市中央 区難波 5丁 目 1番60号	令和 2年 3月 3日
30	(株)名鉄生活 創研	代表取締役 早川 智章	名古屋市中 村区名駅一 丁目 2番 1 号	変更なし	代表取締役 足立 洋平	名古屋市中 村区名駅一 丁目 2番 4 号	令和 4年 7月 4日
31	(株)ベルカデ ィア	代表取締役 辰野 勇	大阪市西区 新町二丁目 2番 2号	変更なし	変更なし	奈良県奈良 市 高畑町 1200番地の 9	平成 28年 3月 1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、2(1)で既述
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo.17までの小売業者については、退店のため
- (3) No.18からNo.27までの小売業者については、入店のため
- (4) No.28からNo.30までの小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (5) No.31の小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 5年 2月28日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月10日から同年 7月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 7月10日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール名古屋南

名古屋市南区豊田五丁目1209番 5 ほか 3筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
㈱L I X I Lビバ	代表取締役 渡邊 修	さいたま市 浦和区上木 崎一丁目13 番 1号	アー克蘭 ズ㈱	代表取締役 坂本 晴彦	新潟県三条 市 上 須 頃 445番地

3 変更の日

令和 4年 9月 1日

4 変更した理由

小売業者の名称、代表者及び住所変更のため

5 届出の日

令和 5年 2月17日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月10日から同年 7月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 7月10日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課